

連絡・掲示

「警報」が発表された時(9/4)の対応について

2018.9.3.

台風の接近などにより「大阪市」又は「大阪府全域」に

暴風警報または特別警報(大雨、暴風、波浪、高潮)

が発表されたときは、以下のようになります。

- ① 8:30 の始業に間に合うように、通常家を出ている時刻に「暴風警報」または「特別警報」が出ていなければ登校すること。
- ② 登校途中に「暴風警報」または「特別警報」が出た場合は、安全に留意して帰宅すること。
- ③ 8:00 の時点で「暴風警報」または「特別警報」が発表されたとき
⇒ 臨時休校
- ④ 8:00 以降に「暴風警報」または「特別警報」が出た場合は、その時点で休校措置を取ります。
ア 登校途中の場合は、②と同様に安全に留意して帰宅すること。
イ すでに登校している生徒については、帰宅指示を行います。

※ 上記とは別に普段の通学手段として電車を利用している生徒は、「大阪メトロ千日前線、JR おおさか東線」が“運休”している場合、①から④と同様に対応するものとする。

(注意)

- 1 他の警報(大雨・洪水・波浪・高潮)は、原則として対象としない。
- 2 「警報」の発表・解除の時刻は大阪管区気象台の発表文による。
(テレビ画面などに情報が現れた時刻ではありません。)
- 3 気象情報は、テレビのデータ放送、インターネット、携帯電話などを利用して入手すること。
(学校への電話による問い合わせはしないこと)
- 4 「警報」は市町村ごとに発表されます。「大阪市」には発表されず、居住地域に「警報」が発表された生徒についても①～④のとおりに行動すること。
①～④の措置で生じた欠課欠席は、確認の上、出席として扱う。
- 5 増水した河川などに近づかないこと。